

小児治療用メガネ購入助成について

対象となるのは、年齢が9歳未満のお子さまで、
弱視、斜視、先天白内障術後の治療用メガネおよびコンタクトレンズです。

助成金上限額：最大で38,902円

健康保険 7割

※未就学児は8割

自治体 3割

※未就学児は2割

■ 対象者

- 健康保険に加入をしていること
- 斜視／弱視／先天性白内障術後の屈折矯正いずれかの医師の診断を受けていること
- 年齢が9歳未満であること
- 上記に該当し、かつ前回の助成から一定期間が空いていること
 - 5歳未満は前回の処方から1年以上経過
 - 5歳以上は前回の処方から2年以上経過

■ 購入費用が助成上限額を下回った場合

例) 購入金額 20,000円 (税別) の場合

健康保険支給額
14,000円

こども医療費
6,000円

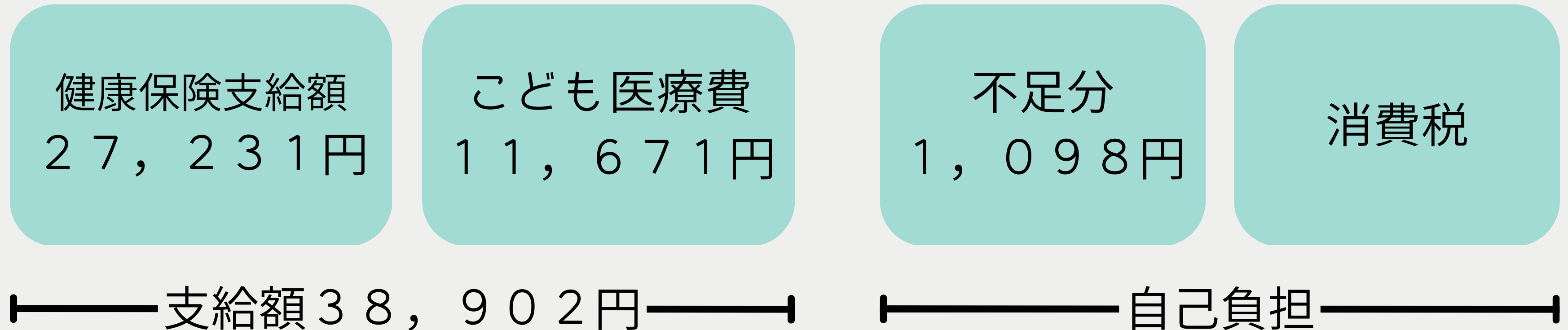
消費税

支給額 20,000円

自己負担

■ 購入費用が助成上限額を上回った場合

例) 購入金額 40,000円 (税別) の場合



■ 申請先（お問い合わせ先）

- 政府管掌健康保険：各社会保険事務所
- 国民健康保険：居住役所の国民健康保健課
- 健康保険組合：各健康保険組合の事務局
- 共済組合：各共済組合の事務局

■ 必要書類

① 治療用眼鏡等の作成指示書

眼科の先生からの治療用メガネであることの証明書と、眼鏡度数が記載してある処方箋です。
(処方箋の摘要欄などに、「治療用メガネ」と記載されている場合もあります。)

② 領収証

レンズ代やフレーム代の内訳が書かれていること。但し書きには「治療用眼鏡代として」と記載してあること。また日付は、作成指示書が発行された日以降でなければいけません。

③ 療養費支給申請書

加入している健康保険組合窓口等にあります。健康保険組合によってはインターネットから印刷することも可能です。申請書の「治療用装具」を印刷して記入します。保険申請の際に、その場で記入することもできます。

■ 申請の流れ

眼科にて診断を受け、①治療用眼鏡の作成指示書(処方せん)を受け取る

①を持参し眼鏡店にて眼鏡及びコンタクトレンズを作成、
一旦全額を支払い②領収書を受け取る

ご加入の保険より③療養費支給申請書を受け取る

③申請書を記載し、①②を添えて提出

補助金の受け取り